

平成20年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

とき 平成20年8月28日（木）

ところ 第2庁舎801会議室

小金井市市民部保険年金課

平成20年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成20年8月28日(木)

場 所 第2庁舎801会議室

出席者 〈委 員〉

伊 藤 隆 文	時 田 啓 一	森 屋 佳 子
横 尾 和歌子	渡 邊 俊 雄	佐 藤 仁
菊 田 隆 夫	池 田 馨	櫻 井 綾 子
紀 由紀子	小 山 美 香	森 戸 洋 子
菅 重 博		

〈保険者〉

保険年金課長	河 内 邦 雄
国保税係長	上 石 記 彦
国保給付係長	千 葉 幸 二
国保給付係主任	島 崎 映 美

欠席者 〈委 員〉

種 田 美智子 友 利 直 樹 廣 野 恵 三

傍聴者 1名

議 題 日程第1 平成20年度国民健康保険特別会計予算の概要について
日程第2 特定健康診査・特定保健指導の進捗状況について
日程第3 その他

開 会 午後 2時00分

(保険年金課長) それでは、定刻となりましたので、平成20年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本来でしたら市民部長の出席のもとで本協議会を開催すべきところでございますが、本日午後子供議会が開催中でございまして、部長はそちらにいななければならないということで本日欠席ということでございます。まことに申しわけございませんが、その辺のご事情をご理解いただきたいと思います。

さて、本協議会につきましては、平成20年7月末に被用者保険代表の斉藤委員が辞任されて、後任については現在推薦をご依頼しているところでございますが、まだ決定しておりません。ということで、本日現在では16名の体制で本協議会を開催させていただきます。

なお、種田委員と友利委員については事前に私どものほうに欠席のご連絡をいただいております。廣野先生についてはこれからおいでになるのかなというふうに思います。

また、事務局の体制でございますが、本年度初めての会議でございますが、4月1日付で人事の上で若干の体制変更がございましたので、事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、本日は欠席しておりますが、昨年度まで保険年金課長でございました久保がこの4月からこの会を担当する市民部長となっております。

千葉給付係長であります。彼は異動はございませんで、本年度についても担当させていただきます。

上石国保係長でございます。4月に資産税課から異動してまいりました。

島崎国保給付係主任でございます。

申しおくれましたが、私は保険年金課長の河内でございます。この4月に総務課から異動してきて、まだよくわからないという状態でございますけれども、よろしく願いいたします。

本来ならば、ここで市長がごあいさつを申し上げるところでございますが、先ほど申し上げましたように現在子供議会の開催中で、理事者と部長がすべてそちらに出席しておりますので、本日のごあいさつについては省略させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入るわけでございますので、伊藤会長に議事進行をお任

せしたいと思います。

成 立 （会長） それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず最初に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をさせます。

（国保給付係長） それでは、私から報告させていただきます。

現在、定数が17名で欠員1名おりますけれども、16名中現在13名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第7条の規定に基づきまして定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。このことをご報告申し上げます。

（会長） ただいま事務局からご報告しましたとおり、本会議は成立いたしておりますので、早速議事に入りたいと思います。

本日の日程につきましては既に机の上にご配付しております議事日程のとおりでございます。

初めに、議事録署名人を私から指名させていただきますので、お願いいたします。

2番の時田委員、3番の森屋委員、よろしくお願いいたします。

日程第1（会長） それでは、日程第1「平成20年度国民健康保険特別会計予算の概要について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

説 明 （保険年金課長） それでは、平成20年度国民健康保険特別会計予算の概要について、ご説明させていただきます。

事前に資料をお配りしておりますので、そちらの資料を参照していただきながら、お願いいたします。

まず、資料の説明でございますが、めくっていただいたところに予算の概要がありまして、その次のページ、見開きになっている部分についてその内容の説明がございます。その内容の説明資料の中の下線部分につきましては今年度変更になった部分についてアンダーラインで強調しておりますので、そういうことだということを承知の上これから説明させていただきます。

まず初めに、今年度大きな制度改正がございました。既にご存じとは思いますが、そのことを改めて説明させていただきます。

平成20年度におきましては平成17年12月に取りまとめられました医療制度改革大綱に沿

いまして、国民健康保険制度の将来的な安定を求めた幾つかの制度改革が実行されました。

まずは、いわゆる長寿医療というふうに今言うように言われているんですが、後期高齢者医療制度が創設されました。これはもうご存じのとおり75歳以上の後期高齢者の方につきましては、心身の特性や生活実態等を踏まえて独立した医療制度を創設するものでございます。この制度とあわせまして、65歳から74歳の、これもいわゆる前期高齢者につきましては、退職者が国民健康保険に大量に入ってきて保険者の間での医療費の負担の不均衡が生じるということから、新たにこれらを調整する制度が創設されました。また、まだ継続しているんですが、退職者医療制度につきましても経過措置を講じながら段階的に廃止していくということになりました。また、こういった制度の中で治療を重点においた医療から予防重視の医療へ転換するという名目のもとの、糖尿病などの生活習慣病予防を強化するために被保険者に対する効果的な健診、保健指導、特定健診とか特定保健指導の実施が保険者の新たな役割として明確に義務づけられて、実際小金井においても特定保健健診とか保健指導について、これから、これは今回の議事の中の2番目の議題に取り上げていきますので、そちらで詳しく説明申し上げますけれども、そういうものが開始されているところでございます。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。

まず、左側の歳入でございますけれども、まず最初、款1国民健康保険税につきましても、後期高齢者制度の創設に伴う世帯数及び被保険者の減少によりまして前年度当初対比で27.9%の減というふうになっております。

また、保険税につきましても、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴いまして従来医療給付分と介護納付分という二本立てで税金をお払いいただくような仕組みになっておりましたが、新たに後期高齢者の支援分というものが加わりまして、それに加えて三本立ての体系に改正いたしました。しかし、按分率といひまして、税率に当たるものですが、それについてはその全体というか、被保険者の方にかかるその税率については今までの率を変えずにその中を区分するという形で小金井市の場合税率を設定いたしましたので、全体の保険料、個人の方の保険料については昨年度と今年度基本的な案分率については変更はないという形になっております。

次に、款3です。国庫支出金についてご説明申し上げますが、これは後期高齢者医療制度に伴う支援金、負担金が新たな財源として入ってきたのですが、老人保健制度の廃止に伴う拠出金が減少いたしまして、前年度対比では9.5%の減というふうになっております。

次の欄の療養給付費交付金につきましては、これも退職者医療制度の廃止、老健制度の廃止等によりまして前年度対比67.8%の減となっております。

次の欄です。前期高齢者交付金、これは保険者間での医療費の負担を調整する制度創設によりまして、新たにこのものが19億円強が交付されることとなります。

次の款6の都支出金でございますが、これも新たな保険事業の開始に伴う特定健診負担金等が増になりましたけれども、一方で前期高齢者交付金創設に伴う財源調整の減によりまして、結果として前年度当初比2.2%の減となっております。

次の共同事業交付金でございますが、これは保険財政共同安定化事業交付金が増額となりまして、前年度対比29.6%の増となっております。

次の繰入金でございますが、これも保険の基盤安定繰入金と出産一時金繰入金の法定繰入額が減となりまして、前年対比2.2%の減となっております。また、赤字補てん分のいわゆる一般会計繰入金につきましては基本的に前年度と同額の額を確保するという形で予算を組ませていただきました。

ということで、一応その後の諸収入等については細かいこととなりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

今度は右の欄の歳出の欄でございます。これも総務費は省略させていただきまして、款2保険給付費につきましては、これは前年度当初対比3.2%の増となっております。その主な要因は前期高齢者の増加等に伴う療養費の増が予定されるということで、こういう形で3.2%増という予算を組んでおります。

次に、款3後期高齢者支援金等につきましては、新たな高齢者医療制度の創設に伴う法定支援金でございます。10億9,660万7,000円というのが新たな所要経費となったものでございます。

次に、款4前期高齢者納付金につきましても新たな高齢者医療制度の創設に伴う法定納付金でございます。新たな所要経費となったものでございます。

次に、款5老人保健拠出金につきましては、これは前年対比89.9%の減となっております。これはこれまでの老健制度、老人保健医療制度が廃止になるということに伴って大幅な減となったものでございます。

次の款6の介護納付金につきましては、前年当初対比で7%の減となっております。これは対象者の減によるものでございます。

款7共同事業拠出金につきましては11億731万5,000円で、前年対比34%強、34.2%の増

になっております。この主な要因は保険財政共同安定化事業拠出金が増額になったことによってでございます。

次の款8保健事業費につきましては、これも特定健診等の事業が新たに開始されるということになりまして41.4%の増となっております。

以下の歳出項目につきましては省略させていただきます。

雑ぱくではございましたが、以上で平成20年度予算の概要についての説明とさせていただきますが、中身とか、基本的なことについては2ページ、3ページにある、先ほど申し上げましたが、概要の説明資料をごらんの上で、基本的な平成20年度の予算についてのご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(会長) 事務局の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思っております。ご質疑のある方は挙手をしてどうぞ。どなたかございませんか。渡邊委員。

質 疑 (渡邊委員) うまく説明できるかどうかなんですけれども、まず私がおかげさまで3期6年たちました。6年務めさせていただいて、最初入りましたころは、私の専門なんだけれども、全く国保財政はさっぱりわからなくて、特に繰上充用というのが平成15年か16年ころ出て、繰上充用というのが何だ、それを解釈するのに約四、五年かかりました。やっと少しは読めるようになってきたと思ったらことしで終わりになります。いろいろありがとうございました。

これは後期高齢者も含まれるのでこことはちょっと違うんですけども、ここに8月15日の朝日新聞に、高齢者医療で国保は4,500億負担が減少したという記事が載っております。反対に健保組合は4,100億円ふえた。健保組合はつぶれるところがありますけれども、そして、それを見ますと、市町村国保だと、全国平均ですけれども1人1万2,060円安くなる。要するに、国保の場合、高齢者に対する負担が1人1万2,060円も安くなる。これを分析していったときに、確かに今まで見ますと老人保健が15億ぐらいで、今度は後期高齢がアウトで10億なんですけれども、少なくとも1万6,000人で、今現在の国保の人数がたしか2万8,000人ぐらいだったと思うんです。減ったわけですけれども、それで割ると1万2,000円も減っているのに、これがどこに響いているのかということが疑問なわけです。

というのは、その分だけ総体的に一般会計からの法定外の補助が減って、収入は同じなんです。収入はことしは19年と20年と全く同率で変わらなくやっていたものですから、変

わらなくやっているんですけれども、4,500円減った分、この分が恐らく、ざっと計算しても十何億になるんですけれども、それはいろいろ出したとしても10億ぐらいは小金井市でも負担が減っていることになるんですけれども、この分がどういう形で去年と同じように、全く去年と同じ収入で人数が減っています。減っていますけれども、今までは75歳以上の人は老人医療で出していましたから、老人医療の負担をしていましたから、人数が減っても結果的にかかる費用は変わらないんですけれども、何か1万2,000円というのがどこからことしは浮いてきていいんじゃないかなという感じがします。

私も盛んに千葉さんにいろいろ電話したり何かしてお聞きしたんですけれども、この1万2,000円浮いた部分が、これは予算を立てる前からわかっていなかったのか、今わかったのかなんですけれども。もし予算を立てる前からわかっていないとすればしょうがないんですけれども、結果的にことしはこの部分、1人当たり1万2,000円の金額がどういう形になるんですか。

これを説明といってもいろいろあれなんですけれども、どこに消えたのかと思ひまして、今、課長の説明でも一般会計からの補てんが毎年約10億しているんですけれども、それもそんなに、ではこの分だけ減らしたということもないようですし、メタボ健診とか何かいろいろふえたものもあります。確かにふえましたけれども、それにしても五、六億は違うんじゃないかという感じがするんですが、そこがちょっと疑問点だったもので。うまく説明できなくて申しわけないんですが。

(会長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 個々の今おっしゃっている意味はわかるんですが、基本的に全体の構造から言いますと、確かに老健の拠出金と後期高齢者の支援金、これを比べると単純に見まして約7億近く、7億までいかないんですが、差があります。そういう意味ではその分拠出という意味では減っているんですが、ただ、今度歳入を見ていただきますと国民健康保険税で約8億円ぐらい75歳以上の方が移動したことによって小金井市の場合ほぼ予算どおりの金額がいつていますので、実際8億円ぐらい保険税については減っているんです。だから、かなり高齢者の方というか、75歳以上の方でもかなり所得がある方が、小金井の場合は年金などを含めて比較的所得の多い方が多かったということです。そういう意味では、私ども積算しますと、多分今の歳入からいいまして国保に国から幾らくのか、最終的に繰り入れが幾らあるか、これは最終的に今年度の決算がどうなるかというのはまだ予測できる範囲ではないんですけれども、歳入と歳出入れてかなりぎりぎりの線で

いっていますので、基本的にはどこへ消えたのかというよりも、そういう意味では歳入の面でも減ってきているとか、それに付随して保健事業費を含めて伸びが出ていますので、とんとんになったというのが現実です。

質 疑 (渡邊委員) だけれども、ことしは黒字が相当出るんじゃないか。黒字とは言いませんけれども、その辺でこの辺の約5億ぐらいの黒字になるんじゃないかと推測されたんですけれども

応 答 (保険年金課長) お答え申し上げますが、最終的に今年度の現段階での年度からいきますとまだ4、5、6、7、8月という形ぐらいでしか私ども、給付についてはまだ8月分の給付についてもわかっておりませんのですが、それを見る限り、ほぼ今年度の予算で、昨年度については、これは決算の話になってしまいますけれども、そこそ基金に積んだりも含めてできたわけですけれども、今年度本当にそこまでいけるのかということについて、あとは国からも入ってくる支出金等についても予算どおり確保できるかどうか含めてわかりませんので、なかなか今年度黒字決算で出るというような形では今のところの推移ではないような感じです。これは最終的に、特に保険の給付についてはこれからどういうふうな形になるかについてはかなり予測から外れる場合とか、ふえたり、減ったりする場合がございますので、一概にどうなるかということとは予想という話になってしまいますので、ここでどうなるかということについて私どもから、特にこの8月の段階でどうなるかということについては申し上げるのは難しい。ほぼ今のところこの予算から、今度メインのところの保険給付等含めて予想からそれほど離れてはいなかったのか。歳入につきましても当初予定していた保険税の金額、調定金額からちょっと落ちるぐらいになっていますので、やはりかなり高齢者の方、75歳以上の方が後期高齢に移ったことによって保険税については減っている。

これは特に75歳以上の方が物すごく収納率が高い。90何%お納めいただく。本当に非常に良好な納税者というか、お納めいただける方が後期高齢のほうに移行してしまったので、最終的に残った部分の若年層を含めた収納率を含めて非常に心配しているところでございますので、そんなに余ることはないというふうに今思います。

(会長) 渡邊委員。

質 疑 (渡邊委員) それに関連してなんですけれども、これはことしの7月1日の市報に出ています。ここで私がこれを見た途端にちょっと不思議に思った点があるんです。これは私も千葉係長から聞きましたけれども。これを見て皆さん不思議に思われることが

なかったかなと思ったんです。今まで税金は後期高齢者支援分という別枠はなかったです。今度は二段書きなんです、ことしから。そうすると、今まで医療保険分一本だったんですが、今度は後期高齢者支援分のところに保険者均等割が1万3,000円で、そして上の医療保険のほうの均等割が7,000円なんです。こんなに高齢者に対して現役の人が、今高齢者は約8,000人ちょっと欠けるぐらいなんですけれども、その人たちに対して2万8,000人の人が、私も均等割で1万3,000円も負担しなければいけない。これは気がつく人は気がつくと思うんですが、こんなに負担しなければいけないのかと、私は見た途端にびっくりしたんですけれども。これはちょっとひどい。こんなに負担するのか。

これは計算上のマジックで別段どうということはないんですけど、例えばここにちょっと書いてありますけれども、府中に聞いてみましたら府中は医療分で2万1,000円で、それで後期高齢者のほうは5,400円、これだったらまだわかるんですが、均等割というのは特に収入の少ない人も全員が負担するんです、所得割と違って。だから、こんなにも我々が75歳以上の人のを1人当たり負担しているのか。実際これ以上かかっていますから、わかったんですが、ということがこれを見て感じたんです。

そして、後期高齢者をよく分析しますと、この負担した分だけではないんです。この倍くらいのものでそのほかにかかっているんです。ですから、この分だけではないんですけども、ただ、普通の一般の方が見て何で均等割の人まで1万3,000円も支出しなければいけないのかという素朴な疑問が生じる。疑問というよりも、感じとして生じるんじゃないかと思ひまして、それでここでご指摘させていただきたかったんです。そして、これは確かに計算しますとこちらは、後期高齢者のほうは50%、50%で計算して、そして割合を出したんだそうです、所得割と均等割の金額を。それで決めて残った金額を上にもっていった、単なるそれだけだったそうですけれども、もう少し均等割りにするときに1万3,000円も、先ほどの1万2,000円が負担が少なくなったといえればこの1万3,000円負担しないで済むんじゃないかというところの発想からすると、なぜここで1万3,000円取られるのかというような思いも出るものですから。

しかも、これが予算書を見ますと、では後期高齢者にこのお金が使われるのかと思っていたら特定財源になっていないんです。一般財源、いわゆるどちらから入ろうと一般財源で入っているわけです。ですから、これは後期高齢者分は当然特定財源として、国にも特定財源、都からくるのも特定財源になっていますけれども、特定財源として後期高齢者に使うべきだというふうに、予算書の中の分類も分けなくて一緒に入って、それをできない

かという質問をしたんですが、そうですねといったんだけども。何かその辺、せっかく後期高齢者分で取ったものは後期高齢者としてやっていただければなという気がして、この案分はこれからも少し考えていただきたいなということなんですけれども。間違いではないんです。計算上のことなんですけれども、やっぱり自分の医療費を高くして、後期高齢者に負担するほうを低くくしないと、倍後期高齢者に均等割を払うというのはちょっと感じとしておかしいと思います。これはお願いになるのか、あれなんですけれども。

応 答 (国保給付係長) こちら、昨年度の諮問事項としまして税率改定のお話をご相談させていただいたときにもたしか部長からも説明させていただいたと思うんですが、今おっしゃったアンバランスな部分というのはわかった上でというか、とにかく昨年度の私どもの考えとしては、今、皆さんにご負担願っている税率等を変えないまま、その内容を2分割から3分割する。厳密にいきますと介護のほうは変わりませんので、医療のほうを2分割する仕方をご提案申し上げて、そのときにまず支援分のほうを、所得に応じた部分と所得に関係のない部分、応能負担と応益負担という考え方が国保の税の考え方ですが、そちらを5対5にきなさいというのが本来の考え方です。その考え方に基づいて支援分については、税率あるいは均等割について算定しようというふうに考えたところがこの金額と税率になったということです。

当初の負担の内容を変えないという目標から考えますと、単純に差し引きで残りを決めてしまって、医療分がそういう意味ではおっしゃっているようにかなりいびつな形になっているという認識は当然持っております。ですから、今後そのいびつさをどのような形で解消していかなければならないかということを考えざるを得ないわけです。とりあえず20年度についてはそのような形をお願いするという趣旨のご提案を申し上げまして、一定のご了解を得たような形で決めさせていただいた経過です。医療分に関しては、応能、応益の負担は75対25ぐらいで応能に偏っているんです。その結果、所得の多い方に負担が多くなっているというのは事実ですので、その辺の調整を今後ご相談させていただきながら諮っていく必要があるという認識は持っております。それがどの時期になるかというのは今まだ定かではございませんけれども、いずれにしてもそのような形で考え方を示しながら、そのいびつさを解消していける方向を今後ご相談させていただくことになるのかなど、いうところで現在はお答えにさせていただきます。

質 疑 (渡邊委員) 余りにひど過ぎるという感じだったものですから。来年あたりは少しこの辺是正していただければありがたいと思います。これは前の1月のときには、分

類はそのときは全然なかったんです。そのときの記録によると限度額と、それから率は変えないという点しか決めていなかったものですから、こうなったのはこれがきて初めてわかったものからです。

応 答 （保険給付係長）たしか税率と均等割額をご提起申し上げていると思います。諮問事項で税率と金額は示さないといけないものですので、諮問の内容で、その限度額の内容の前に1回やらせていただいていますので、そこで示させていただいていると思います。

質 疑 （渡邊委員）来年度は少しこのバランスを考えていただいて。

応 答 （保険給付係長）どのような形でできるかわからないですけれども、検討事項ということでは認識しておりますので。

（会長）渡邊委員、よろしいですか。ほかにございますか。森戸委員。

質 疑 （森戸委員）1つは国民健康保険税との関係なんです、ことしの10月から65歳から74歳までの国保加入者については年金天引きで行うということだと思えます。そのあたりの準備状況を含めてどのようになっているのかというのを伺いたいというのが1点です。

それから、2点目は、先ほどの渡邊委員の質問にも関連するかと思うんですが、歳出の2の保険給付費の療養諸費の問題なんです、平成19年度と20年度を比べてこの療養諸費はふえているという形になっているんです。20年度について、後期高齢者との制度の出発との関係で変化があるのかどうかということと、積算根拠です。20年度の療養諸費52億にした積算根拠を説明していただけないか。

その2点お伺いたします。

（会長）保険年金課長。

応 答 （保険年金課長）まず特別徴収の件でございますが、一応10月から特別徴収、年金から天引きさせていただく方については、実は7月の本算定時、送付時に既にご通知申し上げておまして、基本的に件数から申しますと全体の世帯数で申しまして普通徴収、年金天引きではなくて納付書もしくは口座振りかえ等で払っていただく方が1万8,628世帯です。特別徴収になる世帯が2,347世帯という形で、一応現状では納税義務者数で2,347人の方に特別徴収の通知を差し上げております。その後政令の改正によりまして、特別徴収の方についても一定の条件のもとで普通徴収に切りかえることを私どもでも広報等でも申し上げているんですが、一応その申し出があった方が45件について特別徴収ではなくて

普通徴収からということで申し出が8月15日までの間にありましたので、この45の納税義務者については10月の特別徴収の時点から10月の天引きについても天引きしないで普通徴収に切りかえるのに間に合うということで、社保庁にデータを送るような形になります。一応そのような形で準備は今進んでいるところでございます。

(会長) 保険給付係長。

応 答 (保険給付係長) 2点目に関して私から。保険給付費のお問い合わせということで、療養諸費の金額ですが、まずこの金額の中には75歳以上の方はもともと含まれておりません。それについては従来老人保健拠出金ですべて賄っておりましたので、基本的には医療費については前年とベースは全然変わらないということでご理解ください。

その上で、ではなぜ3%ぐらい上げているかというのは、これは単なる伸びです。伸び率を大体例年3%前後で見込んでいまして、積算については前年までの3年平均の1人当たりの医療費をまず出しまして、それに見込みの数を掛ける形で積算しておりますので、それも従来と変わりございません。今回は国・都からの指導がございましたので、年齢層を細かく刻みまして、2歳まで、3歳から6歳まで、7歳から64歳まで、それから65歳から69歳、70歳から74歳という5つの層で負担割合をそれぞれ積算しまして、それで見込み額に負担割合を掛けて足し合わせて合計したものがこの金額だにご理解いただければと思います。金額が大きいので1、2%上がるだけで相当の額が上がるんです。これが毎年頭の痛いところでして、上昇カーブがとまればこういうこともしなくていいんですけども、残念ながらずっと右肩上がりです上がっていますので、こういうふうにはじかざるを得ないという状況ですので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

質 疑 (森戸委員) 1点目の国保の年金の天引き、特別徴収なんですが、市のほうに何らかの問い合わせとか、苦情とか、後期高齢者のときもかなり苦情がきたようなんですが、そういうものがあつたか、なかったか。問い合わせを含めてどんな状況だったのか、伺っておきたいと思っております。

(会長) 国保税係長。

応 答 (国保税係長) 納税通知書を発送以来、なぜ天引きになるかとか、広報が若干足りなかったのかなという反省もしています。急に政府与党の改善策が出たものですから、どこの自治体もマスコミで取り上げられているように準備が間に合わなかったということもございます。それと非常にわかりにくい制度で、一律に年金天引きをとめて普徴に戻せるわけではなかったもので、その辺の条件の確認とか、そういうことに手間取ってしまっていて、

国保の実績のない方など、特に源泉徴収された方は対象外ですので、その辺の方のご不満もあるようです。

(会長) 横尾委員。

質 疑 (横尾委員) 素朴な質問ですけれども、特別徴収にしる、普通徴収にしる、結果は同じでしょう。なぜ騒ぎ立てるんですか。私は特別徴収なんです。それで構わない、結果は同じじゃないですか。確定申告のときにちゃんと金額を、どちらだって同じです。なぜ騒ぐんですか。

(会長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 基本的には特別徴収という制度が定着すればという立場でございますけれども、ただ、あえて申し上げますと、これは新聞等で隠し増税という議論がございまして、言いたくないんですけれども。これは特に老人会等いろいろ説明会をこれからやりますが、そのときお話ししようとしている内容でございますけれども、変わらないといえば変わらないんですが、例えば今度は奥様とご主人が別々に、国民健康保険のときは世帯主に税金がいていました。だから、お二人で加入、ご夫婦でご加入の場合、奥様が世帯主かもしれないんですけれども、ご主人がと言うと怒られるかもしれないんですけれども、ともかく世帯主に国民健康保険税についてはお送りしていたんですが、今度は後期高齢者、長寿医療の制度ですと、料金はおのおの旦那さんと奥様というところに行くわけです。そうすると、年金から天引きの場合、今までですと例えば世帯主の方、例えば収入が多くて所得税がかかっている。その配偶者の方は国民年金、フルペンションでも80万円程度しかありませんから、税金は非課税であるという方について、その方の基本料金についてもご主人のほうの保険で引かれていたから保険料控除のところでも少なくとも2万とか3万ふえるとご主人が10%か20%のところから所得税でその分2,000円とか3,000円とか安くなっていたわけですけれども、今度は別々に年金から引かれてしまうと、年金からの天引きの場合は奥様から引かれた、年金から天引きした場合の保険料についてご主人の社会保険料控除としてはいけないというのが、これは国税庁の基本的な見解なんです。総務省も含めて市町村民税でも同じような見解が出ていますので、結果として奥様の税金について年金天引きになるとその社会保険料控除がご主人のほうでできなくなるということで、これで隠れ増税ではないかという議論が新聞にも出ましたし、テレビ報道でもされたということがあって、そういうことも厚生労働省からは該当者の、高齢の方とか該当する方についても機会を見て説明をするようにというふうに、これは文書で指示がきています。

今私どもでも各ゆうゆうクラブの連合会等で会長の会議等で私が出席してそういう機会を設けたいのでぜひ呼んでほしいということで、各いろいろなクラブとか、出前講座などもご説明申し上げているところなんです、そういう形で引かれることは全く同じなんです、最終的に来年の確定申告の際に奥様から引かれると奥様は税金はそもそもかかっていないのに社会保険料控除が使えないということが出るということはあるようです。

(会長) ほかにございますか。渡邊委員。

質 疑 (渡邊委員) 今の特別徴収の件につきまして、ご披露するのもなんですけれども、今、変わらないといったんですけれども、私の場合にはすごい違いがあるんです。びっくりしました。というのは、本徴収と仮徴収というのがあるのです。これは皆さん余りご存じないと思うんですが、10月から精算して本徴収、その金額が仮徴収で来年の8月までいくわけです。そうすると、個別徴収にするとそれがない。その年で決済されるわけです。そうすると、私のようにことし扶養年金の精算金がいや応なく都知事の廃止によって入った。それによってことし何十万円とかかかっているわけなんですけれども、私は後期高齢者なんですけれども、私の場合今度は1回に引かれる金額が六万幾らになるわけです。それで、2月まででその決済をするのですけれども、仮徴収で来年の8月までまた六万ぐらい余分に取られるわけです。それは全く関係ないお金が取られて、それを後になってから、来年の11月のころになってから市役所から返還金で返ってくることになるんですけれども、特別徴収にしておくと仮徴収が8月まで直らない。そういうあれがあるわけです。

それから、もう一つ、今言いました今度は急に特別徴収対象者でも普通徴収にできる、国税を2年間完納していればいいというのができました。私も早速やって辛うじて間に合ったんですが、あれも本当に数日間、市報が8月に生まれて、申し出るのが8日までに申し入れでしょう。皆さんそのことについて恐らく知らなかったと思います。今度は45件と今おっしゃいましたけれども、これの周知期間がもっと、大体政令がおりたのが7月25日で、それで周知して、それで実際には8月8日とか、延ばしても8月10日ぐらいまで、これは全く周知期間がないわけです。ですから、これが非常に皆さん知らないでいや応なく天引きされてしまうということになったのではないかと思います。これは別段この議題ではないんですけれども、そういう特別徴収というのははっきり言って非常にひどいです。いや応なしですから。天引きしてしまうんだから、だからあれはやっぱり本人の了承を取るべきです。

(会長) 森戸委員。

質 疑 (森戸委員) 本来は普通徴収とっているのは普通の法律に基づいたあり方だ
と思うんです。例えば税金も普通徴収ということを行いますけれども、それは申告納税制
度が基本にあって、それで普通徴収だと思うんです。ですから、本来年金天引きというの
は、たまたま企業などがやりくりが大変だから特別徴収という形でやっているのであって、
本来の形は普通徴収が当たり前の制度であって、特別徴収で年金天引きをやるというやり
方は全く例外中の例外であるというふうに思います。

質 疑 (渡邊委員) いや応なしでしょう。やはり本人の了承を取るなり何なりしてか
ら天引きすべきだと私は思います。これはここで言ってもしょうがないことですが、
でも今回非常に準備期間が短かった、1週間なかったです。

(会長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) 情報提供というか、本来この議論ではないんですが、先ほ
ど申しました45件というのは国保の特別徴収から普通徴収で、高齢者に関しては190名の方
から申し出があって、そういう手続をしています。まだ少ないといえど2.何%だったと思
います。そのぐらいの方からの申し出があったということです。先ほどの45名については
国保、国民健康保険のということでございます。あとは私どもで答える立場ではない、な
かなか難しいので。

(会長) それでは、以上で本件についての質疑を終了したいと思います。

日程第2 (会長) 次に、日程第2「特定健康診査・特定保健指導の進捗事業について」を
議題といたします。事務局の説明を求めます。国保給付係長。

説 明 (国保給付係長) それでは、特定健康診査・特定保健指導の進捗状況について、
私からご説明いたします。

お手元にお配りしました資料の4ページと5ページに載せてございますので、そちらを
もとにご説明させていただきます。

まず4ページが特定健診に関する部分の説明になります。一応おさらい的なものも含め
て載せてございますので、ご存じのことも多いと思いますが、お聞きいただければと思
います。

まず、特定健康診査対象者になりますが、平成20年度中に40歳から74歳になる被保険者
で、かつ平成20年度中の1年間を通じて加入している方ということになりますので、例
えば途中加入の方とか、途中でおやめになった方というのは対象になりません。ただし、途
中で加入したんだけど、さかのぼって平成20年4月以前に実は国保の加入という方は

対象になります。そういう方たちが今度の処理のときに何人か発生しておりますので、一応年度中にずっと加入していればとにかくこの年齢の方たちは対象になるという形でご理解いただければと思います。ただし、括弧づけで記載してございますけれども、上記の対象者から6カ月以上の継続入院の方とか、介護施設等の健康面でのケアが行き届いているような施設、これは政令によって定められているものになりますけれども、そちらにご入所なさっている方は除くというような形になっています。あとは妊婦の方とか、刑務所にお入りの方は除くというようなこともございます。それはごく少数の方になると思いますけれども、一応そういうような形で対象者が定められているところになります。

次に、委託先になりますけれども、こちらについては以前実施計画についてご論議いただいたときにお話を申し上げているところでございますけれども、小金井市の医師会をお願いしてございます。契約はもちろん結ばれておりまして、健診期間といたしましては、介護の生活機能評価の同時実施という関係で、実施のパターンを2つに分けて実施してございますので、ここに書いてございますように40歳から64歳と、65歳から74歳という、2つの年齢区分によって変えてございます。①の40から64については6月10日から10月9日の4カ月間、65歳から74歳については9月10日から翌年の1月9日までの4カ月という形で実施してございます。

実施場所は小金井市医師会傘下の43の医療機関の方々にご協力をいただいているところでございます。そちらの一覧表を受診票送付時に送付しまして、そこで受診なさる方が自由に選んでいただくという方法をとってございます。

実施状況ですが、何分開始しましてまだ2カ月ぐらいしかたっておりませんので、数字が非常に低い数字になってございます。まず対象者として6月には、9,546人の対象者から上記の介護施設や長期入院の方を除きまして9,369名に送付いたしました。6月4日から6日のところで送付をしております。一部300人ぐらい漏れた部分がございまして、これは12日に早急に送付しているところでございます。

受診者数につきましては7月診療分ですから2カ月分です。6、7の2カ月分でこの数、824名の受診をいただいております。率にしますと9,369で割って8.8%ぐらいの数ということで、その方たちのうち6月診療分の方たちについてだけ保健指導の対象者の数字が算定できております。その数は、分母は320名の方です。その320名のうち動機づけが15名、積極的支援が32名ということで、パーセンテージにしますと、これは824で割っているのだから320だと約3倍の数になりますけれども、それでも10%強ぐらいですか、積極的支援で。国で

示したこういう支援の出現率というのはたしか20%を超えていたと思いますので、今のところはそこまではいっていないというふうに理解しているところでございます。

右側が65歳以上の健診になりますが、今準備をしているところで、9月4日から6日ごろの発送予定で、数としては7,720人を送付予定者としております。これにつきましては9月10日から始まりますので、まだ数的には全然出ておりません。

65歳以上の方たちのほうが今までの基本健診の受診率からいいますと大分受診率が上がるというふうに考えておりますので、総体40歳から74歳まで全部合わせますと、目標はことし30%を掲げておりますけれども、その数字の範囲でいけるのかなというようなところで今は理解しているところでございます。

ちなみに、生活機能評価健診の対象者になりました数ですが、4,018人というふうに聞いております。その数について私どもの国保の特定健診と75歳以上の後期高齢の健診の該当者には同封した形でお送りしますので、一緒の病院で一度に受けられるというシステムになってございます。

それから、もう一つ社会保険の扶養者に対する特定健診の実施の予定ですが、これは直接私どもで内容を決めているわけではございませんが、医師会でいろいろご努力いただいた結果、こちらの65歳以上と同じ実施期間、9月10日から来年の1月9日の4カ月間で実施するようになったと伺っております。

対象の健保組合は全国の団体が1,761団体あるそうですが、そのうち1,207団体と集合契約というような形を結んでいるそうですので、ほとんどの大きな団体は実施できるような環境になっていると私どもとしては理解しております。

直接こちらの実施方法については医師会で各医療機関の方々への説明をしながら実施することになりまして、私どもは直接内容云々ということではございませんので、それは省略させていただきますけれども、特定健診に関して懸案となっていた社保の、特に扶養者の方に関しましても実施のめどがついて実施できるようになったということで、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、次のページ、5ページになりますけれども、特定保健指導のご説明をさせていただきます。

まず一番目ですが、委託先は民間会社であります株式会社メディクオールというところになります。これは19年度の類似実績で26自治体と国保のフォローアップ健診とか、そういう類似の事業を実施している実績のある団体でございます。プロポーザル方式によって

一次審査、二次審査を行いまして、結果的に上位に入ったところで契約してございます。

実施期間ですが、契約上は8月から3月になっておりますが、先ほど特定健診でご説明いたしましたように健診の結果のずれがございますので、今のところ実施は10月を第1回として行う予定でおります。先ほど上げました数字の方々に第1回の支援のご案内を9月中にお送りしまして、それでたしか10月20日ぐらいだったと思うんですが、ここに書いてございますように小金井市の福祉会館の5階の健診会場で実施しますので、そこを土日も入れて1週間程度確保してございます。そちらで実施できるような案内を送付して、契約業者が勧奨を進めて、できるだけ多くの方に参加していただくような形をとるつもりでございます。

2番目に、いろいろご協議いただいた内容になりますけれども、支援プログラムの概要になります。ご協議いただいた内容でベースをつくってございまして、ただ、内容的に電話の回数がちょっとふえているというようなことがございますけれども、基本的にはご協議いただいた内容、例えば初回の面接を長くとるとか、最後の最終評価の面接は必ず行うとか、そういうことに関しましては契約事項として我々のほうで要望を入れて、そのような内容で業者が進めていただくようになってございます。

この会社の特徴としては、健診結果にあわせたオーダーメイドの保健指導ということをやっております、会社として定めたプログラムに参加の方があわせてもらうのではなくて、参加者一人一人に応じたオーダーメイド的な指導をそれぞれ個別につくり上げるという発想でやりたいという趣旨が提起にございましたので、その辺のところは我々としては評価して契約を結んだようなところがございます。

その一環ということになるんですけれども、こちらの支援内容の真ん中ぐらいに手紙というふうに書いてございますけれども、この手紙を通信教育の赤ペン先生という、ああいいう仕組みをうまく使いまして、支援者の方からいただいたものに赤字でいろいろ支援内容をつけ加えて送り返すというような方法をとることで、支援機関の継続とか、あるいは支援の内容の適切な伝達とかがうまくできていくんじゃないかと期待を持っているところでございます。

以上が特定健診と保健指導についての説明になります。

(会長) 事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございましたら挙手をしてどうぞ。佐藤委員。

質 疑 (佐藤委員) 40歳から64歳の受診者数が、2カ月分ですけれども、非常に少な

いというのが実感なので、まだ健診期間も9月、10月ありますので、市からの広報等によってもう少し積極的にやっていただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

(会長) 国保給付係長。

応 答 (国保給付係長) 今、いただいたご意見に関しまして、私どもも数的に今の数ではと思っております、実は今準備しているところですが、9月の初め頃の受診期間が終わる1カ月前ぐらいに受診勧奨のはがきで、受けていない方に健診はまだじゃないですかというような文面でご通知申し上げまして、最後の1カ月に受けていただくような方法をとるように準備しているところです。そのような形で私どもとしても受診率を上げていこうと思っております。

(会長) ほかにございますか。渡邊委員。

質 疑 (渡邊委員) 国保とは関係がないかもしれませんが、後期高齢者は一番関心があるんですけども、後期高齢者の扱いはどう。もう一つ、何か生活保護の人は市の独自のあれでこの特定健診、どこかにこういう健診というのは生活保護の人は入る余地がないのでしょうか。

(会長) 保険年金課長。

応 答 (保険年金課長) まず後期高齢者についても、先ほど申しましたが、65歳以上の方にお送りすると同時に、これは介護の生活機能判定を含めて今準備して、全く同様の形での健診について、後期高齢者の方についても今進めて通知を差し上げる予定になっております。もう少しお待ちくださいということ。

質 疑 (渡邊委員) 後期高齢者はメタボ健診は全くないんですね。

応 答 (保険年金課長) メタボ判定という概念はないわけです。

質 疑 (渡邊委員) メタボになろうが、何しようが構わないということですか。でも、後期高齢者も、これは国保とはちょっと意味が違うかもしれませんが、やることはやっていただけるわけですね。

応 答 (保険年金課長) はい、そうです。

生活保護の方については、今回の健診につきましては後期高齢者及び特定健診についてもあくまでも保険に加入している方が前提ですので、そういう意味では生活保護の方についてはそういう意味での特定健診とか、後期高齢者とか、保険に入っていないのでないのですが、一応小金井市としては来年の1月にそういう方、今回の特定健診もしくは後期高齢者の健診に当てはまらない方、該当しない方については集合健診、ある場所にお集ま

りいただいて、健診を受けるような形でのご案内を含めて差し上げて、そういう形で、各医療機関に行って受診するのではなくて、お集まりいただいて受診していただくような形で、これは保険制度における健診とは別に、これは小金井市でいえば健康課の従来の健診制度の延長として、そういう方についても漏れがないように受けていただくような形で今準備を進めているところでございます。

質 疑 (渡邊委員) 一応救済はするわけですね。

応 答 (保険年金課長) はい、そうです。

(会長) ほかにございますか。

ないようでございますので、この議題については以上で終了いたしたいと思っております。

日程第3 (会長) 次に、日程第3「その他」を議題といたします。

事務局、その他で何かございましたら、どうぞ。保険年金課長。

説 明 (保険年金課長) 今期の委員の方の任期は今年度中ということでございまして、今回第1回の会議を開かせていただいたのですが、一応第2回目はまだ日程については細かいところはできていないんですが、11月中に開きたいというふうに考えております。市議会の始まる前の中で、それについてはこれから協議して、具体的な案件として今何をということについてはまだ特定できていないんですが、幾つか私のほうでも考慮しなければいけない点がございますので、またそれについては案件とか期日について具体的に次第早めにご連絡申し上げて、通知を差し上げた上でお集まりいただいて協議をいただきたいというふうに考えています。

一応事務局からこれだけでございます。

(会長) ただいまの事務局の説明に何かございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(会長) それ以外に委員の方からございましたらどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(会長) ないようでございますので、それでは「その他」についても終了いたしたいと思っております。

これで本日の議題はすべて終了いたしました。長い時間にわたりましてご質疑ありがとうございました。

閉 会 午後 3時12分

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成20年 月 日

会 長

署名委員

署名委員